

# 固定資産税 償却資産について

## **固定資産税【償却資産】とは**

---

固定資産税は、「土地」「家屋」「償却資産」を所有している方が、その資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

その中でも「償却資産」とは、個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている舗装路面や塀などの構築物や機械・器具及び備品など、土地・家屋以外の事業用資産で「法人税法又は所得税法上の規定で減価償却の対象となるべき資産」をいいます。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産は課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

## **納税義務者**

---

事業を行っている方で、壮瞥町内に償却資産をお持ちの方が、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の所有状況を 1 月 31 日(土日の場合はその翌日)までに申告していただくことになっています。

## **申告の対象となる資産**

---

償却資産の申告が必要な資産は、1 月 1 日現在において事業の用に供することができる資産で、次の資産を除いたものです。

- ①耐用年数が 1 年未満の資産
- ②取得価格が 10 万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により、一時に損金算入されたもの
- ③取得価格が 20 万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により、3 年以内に一括して均等償却を行うもの
- ④自動車税および軽自動車税の対象となるもの  
※②や③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは課税対象となります。
- ⑤生物(観賞用を除く)

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア. 償却済資産(減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)

イ. 遊休資産(稼動を休止しているが、事業の用に供することができる状態の資産)

ウ. 未稼動資産(すでに完成しているが、まだ稼動していない資産)

エ. 借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産

オ. 租税特別措置法により、中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産のうち、全額を損金算入した資産

## **主な償却資産の例**

---

### ■構築物

看板、塀・フェンス、庭園、駐車場の舗装、ビニールハウス など

### ■機械及び装置

工作機械、建設機械、印刷機械、給油設備、農業用機械 など

### ■船舶、航空機

貸しボート、漁船、ヘリコプター など

### ■車両及び運搬具(自動車税や軽自動車税の対象とならない車両)

大型特殊自動車、大型フォークリフト、パワーショベル など

### ■工具、器具及び備品

レジスター、カラオケ、防犯装置、冷蔵庫、パソコン、テレビ、応接セット など

## **資産の評価方法**

---

償却資産の評価額は、所有者の方から申告していただいたその資産の取得価額から耐用年数に応じた控除額を差し引くことで算出します。

- 申告1年目(前年中に取得)の評価額の算出式

$$\text{「取得価額」} \times (1 - \text{減価率} \div 2) = \text{「評価額」}$$

- 2年目(前年前取得)以降の評価額の算出式

$$\text{「前年度評価額」} \times (1 - \text{減価率}) = \text{「評価額」}$$

## **免税点**

---

償却資産の評価額から算出した課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。

## 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)

「わがまち特例」とは、地方税法の定める範囲内で、それぞれの地方自治体毎に条例で特例割合を定めることができる制度です。壮瞥町では、一定の要件を備える償却資産について、固定資産税が軽減される特例措置「わがまち特例」を壮瞥町税条例により次のように定めています。

### 《わがまち特例一覧》

	対象資産(償却資産)	根拠法令	取得時期	適用期間	特例割合
1	汚水又は廃液処理施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等)	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 1 項	H28.4.1～ H30.3.31	期限なし	1/3
2	大気汚染防止法の指定物質排出施設 (例:テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置) 租税特別措置法上の中小事業者等 が取得した上記の施設	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 2 号 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 2 項	H26.4.1～ H28.3.31 H28.4.1～ H30.3.31	期限なし	1/2
3	土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (例:ふっ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置) 租税特別措置法上の中小事業者等 が取得した上記の施設	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 3 項	H26.4.1～ H28.3.31 H28.4.1～ H30.3.31	期限なし	1/2
4	下水道除害施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理雄地、ろ過装置等)	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 7 号 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 4 項	H24.4.1～ H30.3.31	期限なし	3/4
5	雨水貯留浸透施設 (浸透性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設等)	・地方税法附則第 15 条第 8 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 5 項	H24.4.1～ H30.3.31	期限なし	2/3
6	津波対策の用に供する償却資産 (防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設) ※津波防災地域づくりに関する推進計画に基づき新たに取得等されたものに限る。	・地方税法附則第 15 条第 29 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 6 項	H28.4.1～ H32.3.31	4年度分	1/2

7	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備) ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定を受けたものを除く	・地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 7 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
8	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備) ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定を受けたものに限る	・地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 8 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
9	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備)	・地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 9 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	1/2
10	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備)	・地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 10 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	1/2
11	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備)	・地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハ ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 11 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	1/2
12	管理協定が締結された備蓄倉庫 (都市再生安全確保計画に基づき整備される備蓄倉庫のうち、壮瞥町と管理協定が締結されたもの)	・地方税法附則第 15 条第 36 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 12 項	H25.4.1～ H29.3.31	5年度分	2/3
13	浸水防止用設備 (防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機) ※水防法に規定する浸水防止用の設備で、避難確保・浸水防止計画に記載されたもの	・地方税法附則第 15 条第 39 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 13 項	H26.4.1～ H29.3.31	5年度分	2/3
14	ノンフロン製品 (冷蔵・冷凍陳列棚、倉庫用冷蔵・冷凍装置等)	・地方税法附則第 15 条第 40 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 14 項	H26.4.1～ H29.3.31	3年度分	3/4

15	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物	・地方税法附則第 15 条第 42 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の2第 15 項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	4/5
16	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅)	・地方税法第 15 条の8第4 項 ・壮瞥町税条例附則第 10 条の2第 16 項	H27.4.1～ H29.3.31	5年度分	2/3

※特例の適用を受ける場合は、償却資産申告書提出時に必要書類(資産が特例の対象となっていることがわかる書類や各種届出書、認定書、計画書等)の提出が必要となります。

※16 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、償却資産ではなく「家屋」の減額措置となります。特例の適用を受ける場合は、別途手続きが必要です。

## 【申告書の提出期限および提出先】

### 提出期限

毎年1月31日(土日の場合はその翌日)までに提出。必ず期限内に提出していただきますようお願いします。

### 提出先

〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287-7

壮瞥町役場 税務財政課 課税係』 まで提出をお願いします。

申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。

償却資産申告書・種類別明細書の用紙が必要な場合は、税務財政課までご連絡いただければ郵送いたします。

また、「様式ダウンロード」ページからダウンロードもできますので、ご利用ください。

#### 【お問い合わせ】

壮瞥町役場 税務財政課 課税係

〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7

TEL:0142-66-2121 / FAX:0142-66-7001